様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月 7日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　5010901056218  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進ポリシー | | 公表日 | ①　2025年11月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://medknowledge-lab.com/dx\_policy/  　「1. DX推進に向けた基本方針」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、医療DXと生成AIの導入支援を通じて、医療機関の生産性向上と持続可能な地域医療の実現を目指します。代表自らが経営・技術・現場を横断してリードし、AIやWeb技術の力で医療現場の課題を解決することを使命としています。医療現場の人材不足や業務の複雑化が進む中、生成AI・クラウド等の進化を機会としてデータ活用を進めつつ、品質・セキュリティ・法令遵守のリスクを踏まえて取り組みます。医療データとAI技術を活用した業務効率化・意思決定支援の推進。現場に寄り添うシステム設計と、ユーザー中心の開発体制。法令・ガイドライン遵守と安全なデータ管理を基盤としたDX推進。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会設置会社ではありません。当社における「取締役会に準ずる意思決定機関」＝代表取締役による決裁により、DX方針・戦略（公表URL： https://medknowledge-lab.com/dx\_policy/ ）を承認のうえ公表しています（公表日：2025/11/08）。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進ポリシー | | 公表日 | ①　2025年11月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://medknowledge-lab.com/dx\_policy/  　「2. DX戦略（自社のデータ活用方策）」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、自社の業務（見積→受注→納品→保守）で生じるデータに、顧客接点（問い合わせ・FAQ）、Web行動（資料DL等）、運用ログ（不具合・作業記録）を加えて統合し、意思決定とサービス改良に継続的に活用します。クラウド上のデータ基盤で月次の自動集計（ETL）とダッシュボードによりKPIを可視化・監視し、テキストデータは要約・類似検索を用いて問い合わせ記録からFAQを継続整備します。案件管理（受注率・納品リードタイムの予測と優先順位付け）、品質管理（重大不具合の根因分析・再発防止）、顧客支援（問い合わせ要約とFAQ自動草案化による自己解決率向上）、経営管理（DX支出比率・キャッシュコンバージョンサイクル等に基づく投資配分）にデータ活用を組み込みます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会設置会社ではありません。当社における「取締役会に準ずる意思決定機関」＝代表取締役による決裁により、DX方針・戦略（公表URL： https://medknowledge-lab.com/dx\_policy/ ）を承認のうえ公表しています（公表日：2025/11/08）。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進ポリシー  　「3. DX推進体制と責任者」 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進責任者は代表取締役（医師・医学博士）。代表を中心に、AIエンジニア・クラウド開発者・医療従事者との協働チームを構築し、AIベンダー・医療情報システム事業者・大学研究者とのパートナーシップで推進する。DX推進に必要なAI・クラウド・医療データ活用スキルの習得を目的とした研修を実施し、外部講座・学会・オンライン教育への参加を通じて年間研修予算を確保（現状10万円→目標30万円／年）。将来的には医療AI人材の育成プログラム化を目指し、協働ネットワークを拡充する。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進ポリシー  　「5. データとIT基盤の整備」 | | 記載内容抜粋 | ①　全プロジェクトのデータ構造・格納先・更新ルールを明確化し、Notion／Google Driveで統合管理します。日次更新を基本とし、主要指標はリアルタイム化を推進します。主要クラウド（AWS／GCP）を採用し、暗号化通信・権限管理・バックアップを標準化します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進ポリシー | | 公表日 | ①　2025年11月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://medknowledge-lab.com/dx\_policy/  　「8. 定量指標（KPI）の設定方針」 | | 記載内容抜粋 | ①　以下の指標群を設定し、半期ごとにレビューします。具体的な数値目標は内部管理指標として運用します。計測KPI：納品リードタイム中央値／重大不具合率／顧客満足度（NPSまたは5段階平均）／DX支出比率／データ鮮度（主要データの最終更新からの遅延日数）。DX支出比率の向上と投資効果の定期評価。DX人材の育成・外部協働ネットワークの拡充。データ鮮度と分析スピードの継続的改善。サービス改善サイクル（リードタイム・頻度）の短縮。顧客満足度および継続利用率の向上。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月 8日 | | 発信方法 | ①　DX推進ポリシー  　当社ウェブサイトに掲載  　https://medknowledge-lab.com/dx\_policy/  　代表メッセージ | | 発信内容 | ①　「医療者の時間を取り戻すDX」を掲げ、生成AIとクラウドを活用して医療機関の生産性と安全性の両立に取り組む。小さく始めて素早く学ぶ進め方で、半期ごとのKPIレビューにより継続的に改善。主要クラウド（AWS/GCP）の暗号化・権限管理・バックアップを標準化し、透明性のある情報公開を続ける。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　2025年 12月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。